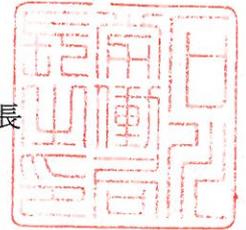


基準適合一般事業主不認定通知書

平成27年11月16日

社会福祉法人 小松市大和善隣館
理事長 伊藤貞之 殿

石川労働局長



平成27年8月10日付けで申請のあった件について、下記の理由により不認定と決定しましたので通知します。

記

理由

一般事業主行動計画の目標1の対策である、「職員が自らのライフスタイルに合わせて職種を選択できるよう職種選択制度を就業規則に定める。」について、職制変更基準を「産後休暇又は育児・介護休業から職場復帰する場合は総合職から一般職へ職制変更する」としており、運用実態についても、育児休業からの復職時に、職員の希望の有無にかかわらず、一律に総合職から一般職へ職制変更している。

これは、男女雇用機会均等法第9条第3項及び育児・介護休業法第10条に定める「妊娠・出産、育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱い」に該当し、次世代育成支援対策推進法においても、「法令に違反する内容が行動計画に定められている場合」として認定基準1の「雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと」とする要件を満たさないため。

この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年）以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年）以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の伝達を受けた日の翌日から起算して6か月（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年）以内に提起することができます。

平成24年から職員の処遇改善の取組の推進の一環として一般事業主行動計画策定委員会をつくり策定委員からの意見をもとに「一般事業主行動計画（第一期計画）」を策定し、職員への取り組みの周知を行い、石川労働局に申請し取り組みを開始しました。

第一期行動計画では、子育てにやさしい事業になるべく、それまで正規職員にしか認めていなかった育児休業の取得等、育児に関する制度も非常勤職員・いわゆるパート職員にも活用を認め第一期間中（H25.1.1～H27.7.31の2年7ヶ月間）に15名の女性職員が出産し13名が育児休業を取得しました。育児休業を取得しなかった職員2名を含め15名全員が職場復帰を果たしています。

また、所定外労働の削減への取り組みの為、副施設長を中心とした「業務改善委員会」を設置し、この委員会からの要請により、事務作業の軽減・削減のために業務支援ソフトを導入し、支援ソフトの活用の為タブレット端末23台とパソコン17台を増設、計約580万円の設備投資を実施し、「時間外労働削減」に取り組みました。

これらの取り組みにより、基準適合一般事業主認定申請「くるみん認定」の申請を行いましたが、残念ながら不認定を行けることとなりました。不認定の理由については「通知書」のとおりですが、社会保険労務士事務所等とのコンサルティング契約を結ぶだけの資金力もないので、職員が一致団結して取り組み、石川労働局と相談・協力を得ながら進めてきて、保育所運営法人だからこそ子育てにやさしい企業の証である「くるみん認定」の石川県内の社会福祉法人(保育所法人)初取得を目指して進めてきた「くるみん認定」でした。が、残念な結果となりましたことを報告します。

しかしながら、取り組み開始からの約4年間で徒労であったとは考えたくもありません。また、今後も職員が家庭と仕事を両立し、仕事に生きがいを持って取り組める職場であることが、当法人のサービス品質の向上に直結すると信じて、職員一同で処遇向上に取り組んでいきます。

平成27年12月24日

社会福祉法人小松市大和善隣館
本部事務局長 広川 保